

障がい者団体の活動を応援します！！

～障がい者団体活動助成～

例えば...

障がい当事者やその家族
同士の親睦、交流会

障がい特性や病気に対
する理解を深めるための
講演会

日頃の活動の中で、このようなこともしてみたいとい
うご希望はありませんか？

市民社協では

～歳末たすけあい・地域福祉活動募金を財源とした助成制度を設けています～

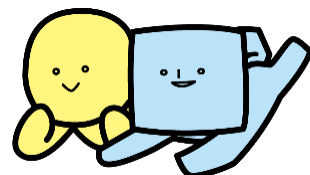
- 対象団体** 障がい当事者や家族等で構成され、以下の全てに当てはまる団体
- 法人格のない団体
 - 会則や規約等があり、歳末たすけあい・地域福祉活動募金へ協力できる団体

対象事業 主に武蔵野市民を対象とし、武蔵野市内で行われる活動

- 助成額** 助成額 年1回の活動…7万円
通年の活動…15万円
- 申請額は事業費の80%以下としてください。
- ※団体構成員の飲食代などは助成の対象外。対象経費については、要相談。

審査 令和8年5月29日（金）までに裏面の書類を市民社協にご提出ください。
書類審査後、交付を決定します。

※主に18歳未満の子どもやその家族を対象とした活動は、
市民社協の「子ども・子育て支援助成」を申請してください。
障がい児の団体の助成額は、上記と同額です。



障がい者団体活動助成提出書類一覧

令和8年5月29日（金）までに、市民社協まで郵送または持参にて提出してください。

① 申請書作成

市民社協ホームページから書式をダウンロードできます。

書式のダウンロードはこちら⇒



<提出する書類>

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (1) 障害者団体活動助成交付申請について（第1号様式） | (2) 交付申請書（別紙1） |
| (3) 申請事業計画書（別紙2-1） | (4) 当年度団体の事業計画書（別紙2-2） |
| (5) 申請事業収支予算書（別紙3） | (6) 前年度団体の事業報告書（別紙4-1） |
| (7) 前年度団体の収支決算書（別紙4-2） | (8) 団体構成員名簿（別紙5） |
| (9) 会則・規約等 | |

② 申請書提出

令和8年5月29日（金）17時までに郵送または持参にて市民社協へ提出（必着）。

書類の不備があった場合は、後日再提出していただきます。（メールでの提出も可。必ず事前に電話連絡の上、以下のアドレスにお送り下さい） ※再提出の場合も5月29日（金）までにご提出ください。

③ 助成金交付決定

6月中旬に各団体に決定通知をお送りします。

交付決定通知書が届いたら、助成金交付請求書をご提出ください。ご提出後、指定の口座に振り込みます。

④ 事業の変更

申請事業の実施予定日、予定回数、会場の変更等があった場合は、必ず市民社協にご連絡ください。

チラシを作成した場合は、市民社協に20部お持ちください。

⑤ 事業終了

市民社協に「実績報告書」「収支報告書」「活動の写真」を提出してください。

※令和9年4月23日（金）までに提出がない場合は、令和9年度のこの事業への申請はできません。必ずご提出ください。

※活動の写真は広報紙等に公表させていただく場合があります。

<注意事項>

- ◆申請事業の実施時に印刷物を発行する際には、「本事業は、『歳末たすけあい・地域福祉活動募金』等を充てています。」と記載してください。
- ◆市民社協の後援申請は、許可までに2～3週間くらいかかることがあります。必要とする場合は、早めにお知らせください。

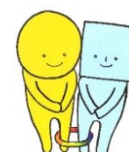
【問い合わせ】

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-14-9 プレファス吉祥寺フロント7階

TEL：0422-23-0701 FAX：0422-23-1180

E-Mail：shimin@shakyou.or.jp



市民社協キャラクター
あいあい

申請締切日前後で事務所の移転を行う場合がございますのでご注意ください。
移転先：〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1 ささえーるむさしの